

暑中お見舞い申し上げます



2013年5月 大鳴門橋
(鳴門から淡路島を望む)

ご挨拶

今年も猛暑の夏を迎えました。祇園祭の山鉦巡行は終わり、大文字の送り火を待つ今日この頃ですが、ひたすら暑さを堪え忍んでおります。皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

本年4月から、2つの団体のお世話をしております。

一つは、京都民事調停協会です。民事調停は訴訟と並ぶ我が国の主要な紛争解決手段です。近年申立件数がやや減少傾向にあります。市民に利用しやすい大変良い制度です。行政、警察や、大学に向いてのPR活動を先頭に立って推進しております。

二つ目は、京都弁護士協同組合の理事長に4月から就任しました。京都弁護士会の全弁護士(636名)が加入している組合であり、弁護士用カバンの開発などの事業や業務、私生活で利用する様々な店舗、企業との特約店契約を展開しています。実際の業務は職員が処理してくれますのでこちらは大変助かっています。

暑さが続きます。どうぞご自愛下さいませようお願い申し上げます。

あ ぼ し ひろ
代表社員弁護士 安保嘉博

盛夏の候、皆様におかれてはご健勝のことと存じます。

子どもに関わる件について、近況をご報告します。

今年から、家事事件手続法が施行され、申立書の写しが呼出状とともに相手方に送付されるなど、手続保障が強化されました。さらに、子どもの手続保障に関する規定・制度も多く盛り込まれ、一定の事件において、子どもが自ら手続を行うことができるようになりました。私は、子どもが申立人となった親権停止の審判において、家庭裁判所から子どもの手続代理人に選任され、全国で初めての国選の子どもの手続代理人となりました。これまで、子どもにまつわる事件について、子どもがいわば蚊帳の外に置かれていましたが、子どもが主体として参加できるようになった意義は大きいです。

7月27日から始まった京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会の委員長に就任しました。小学校の夏季休業期間中の水泳指導において、当時小学校一年生のお子さんが亡くなられた事故についての第三者調査委員会です。市においても事故原因等の調査を行い、いくつかの問題は明らかにされていますが、直接的な事故原因の究明には至っていません。事故原因のさらなる究明と再発防止への提言が委員会の使命です。大人として、また、子どもの権利擁護に取り組んできた弁護士として、子どもの人権を中心に置き、職責を果たせるよう努力をしたいと思っております。

暑さ厳しいおり、皆様のご健勝とご自愛のほどをお祈り申し上げます。

あ ぼ し ちゅう
代表社員弁護士 安保千秋

調停の歴史

調停について歴史と特徴をまとめてみました。自主的な紛争解決を目指す良い制度です。

安保嘉博

ルーツは江戸時代。お白州で奉行が審理をして裁許(さいきょ)という判決をだしていたが、幕府は、できるだけ名主、五人組頭、大家などが間に立って話し合いで解決する内済(ないさい)を勧め、内済が成立すると証文を作って、奉行所がそれにお墨付きを与えていました。明治時代になって、裁判官とその地方の徳望家のペアで合意を斡旋する勸解(かんがい)という制度になる。しかし明治24年一旦廃止されました。ところが大正時代、都市人口の急激な増加により、住宅紛争が続出したので、訴訟ではなく勸解のような制度への期待が高まり、大正11年から東京府、京都府、大阪府、神奈川県において借地借家調停法が施行されるに至りました。

その後の法制定により借地借家以外の労働、小作、商事など民事紛争全般が調停の対象になりました。戦後、あらたに家庭裁判所ができて家事調停は家庭裁判所に移りました。

訴訟と調停のちがい

	訴訟	民事調停	家事調停
担当者	裁判官	調停委員(一般市民)+裁判官	調停委員(一般市民)+裁判官
実施場所	地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所 管轄は区々。	相手方の居住地の簡易裁判所 (京都府内に12ヶ所ある)	相手方の居住地の家庭裁判所 (京都府内に支部を含め5ヶ所ある)
取扱対象	民事事件全般 訴権に制限あり 門前払いもある。	家事事件を除くあらゆる民事紛争 (金銭貸借、損害賠償、近隣紛争など、行政相手も)	家事事件(離婚、親子、相続など 家庭に関する事件)
申立方法	訴状 作成は弁護士など専門家の援助が望ましい。敷居は高い。	調停申立書(相手の同意不要) 裁判所にひな形がある。手軽に申立できる	調停申立書(相手の同意不要) 裁判所にひな形がある
申立手数料	請求額の1%~0.5%(収入印紙)	左記訴訟の手数料の半額	定額(1200円前後から)
処理手続	公開の法廷で双方対席し議論し、証言のうえ判決で白黒を決める。ゼロか100か	非公開の調停室で、原則は双方別席、調停委員が個別に話を聞いた上で調停案を提示し合意による解決を目指す。合意できなければ不成立となり終了。合意であるから双方の譲歩が必要。	民事調停と同じ 合意できなければ基本的に審判(裁判官による裁判)に移行
期間	半年から1年以上	約80%が3ヶ月以内に終了	通常3ヶ月から1年はかかる
効力	判決には執行力あり (決まったことは強制的に実行される)	調停調書に執行力あり	調停調書に執行力あり
人的体制	京都地裁本庁、京都簡裁、京都家裁本庁には約50名の裁判官	京都地裁本庁と京都簡裁に約140名の調停委員。弁護士、有資格者(税理士、不動産鑑定士、建築士、医師)、幅広い知識や社会経験をもつ有識者が選ばれている	調停委員は京都家裁本庁に約140名 調停委員は家庭の主婦も多い
取扱件数	平成23年度民事通常新受件数 全国で約70万件	平成23年度民事一般調停新受件数 全国で約6万件	平成23年度家事調停新受件数 全国で約13万件